

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年6月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500103号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500001号

第1 結論

請求者のA病院における平成20年7月18日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成20年7月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月18日

年金事務所からのお知らせにより、A病院における平成20年7月18日支給分の賞与に係る年金記録がないことを知った。

当該賞与に係る賞与支給明細書があるので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び事業主が保管していた支給控除一覧表により、請求期間において、請求者は標準賞与額(3万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成20年7月18日支給分の賞与に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。